

## 第7回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年1月30日(火) 午後4時00分から午後4時40分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 14番 高山 重人
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第5 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
第7 平成30年農作業粉用標準賃金の改定について  
第8 農地法第3条の3第1校の規定による届出について  
第9 農業者経営移譲年金裁定請求書について  
第10 農業者年金農業者老齢年金裁定請求書について  
第11 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉  
農地係長 上仙 知巳

## 7 会議の概要

- 議 長           ただいまの出席委員は、14名です。定足数に達しておりますので、これから第7回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。なお、欠席の申し出が高山委員からありました。  
                  本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。  
                  それでは、日程にしたがって進めて参ります。  
                  日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
                  本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員           異議なし。
- 議 長           それでは、13番西元委員と15番親谷委員を指名いたします。  
                  日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
                  本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
                  これにご異議ありませんか。
- 全委員           異議なし。
- 議 長           異議なしと認めます。  
                  よって、会期は本日1日間と決しました。  
                  日程第3、諸般の報告についてを議題とします。  
                  第6回の総会以降の諸般について、報告いたします。  
                  ・蘭越町新年恒例会  
                  ・相続に関する説明会  
                  以上で諸般の報告を終わります。  
                  日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。  
                  NO1からNO2について、上程いたします。  
  
                  事務局から説明願います。
- 事務局  
(上仙係長)       議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。  
                  平成30年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。  
                  NO1、貸主は〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇

〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇、〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年6月7日から平成30年6月6日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年1月23日、土地引渡の日は平成30年1月29日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、解約するものです。

NO2、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん 相続人〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇、〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成21年1月30日から平成31年1月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年1月23日、土地引渡の日は平成30年1月29日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

議 長 NO1、NO2について、担当委員の補足説明をお願いします。

8番  
(山田委員) 内容は事務局の説明のとおりです。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。  
本案は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第1号は原案のとおり受理することとします。  
日程5 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。NO1からNO4について一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定、並びに使用賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年1月30日提出。蘭越町農業委員長名。

NO1、譲渡人は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇、譲受人は字〇〇〇番地〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有

権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある町有地を売り渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇, 〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、〇〇〇, 〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人が経営する圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

NO2、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番、田で〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、契約を更新して、引き続き農地の貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格 〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成31年1月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、契約内容を更新して引き続き農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

NO3、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、相続により農地を取得したため、経営主である〇〇〇に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は〇〇です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年1月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、契約期間満了に伴い世帯内で借主を変更して引き続き耕作するものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

NO4、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、耕作できないので、農地を貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇

〇〇, 〇〇〇円、10a 当たりの価格は、共済水張面積価格 〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年1月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、借主が経営する圃場に隣接する土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO1からNO4について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

5番  
(向山委員)

NO1とNO2についてご説明したいと思います。  
NO1の場所ですが議案2-1で皆さんに配布している写真を見て頂ければわかるように、〇〇〇の自宅の隣でございます。この〇〇〇番という土地は元々地番が付いていなくて、〇〇〇さんが河川敷を売払いして欲しいということで、管理下の方にお願ひし、測量をして新たに発生した地番です。NO2については、〇〇〇さんの土地でこれは〇〇〇さんの町道を挟んだ上の向かいでございます。  
後は事務局の説明のとおりです。よろしくお願ひします。

10番  
(杉本委員)

NO3についてですが、この方については第1回総会で相続の報告を受けておりますが、〇〇〇さんから〇〇〇さんへ相続を行い、その後〇〇〇の〇〇〇さんに賃貸するという状況です。場所ですが、〇〇〇さんの自宅の隣接地であります。

1番  
(天水委員)

NO4ですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所は国道〇〇〇線の〇〇〇があるのですが、そこから尻別川の方に向かって〇〇〇さんの家の周りです。よろしくお願ひします。

議長

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番

NO4の件ですけどもこの写真を見ますと、今回賃貸にかから

(西元委員) ない圃場に入っている部分が多少ある様に見受けられるんですけども、これは〇〇〇さんがこっち側の線が入っていない所、耕作しているという感覚でよろしいのでしょうか。

事務局  
(上仙係長) 写真が若干古いものですから、今はここは〇〇〇さんの今回借りる圃場の中に入っている状態です。

13番  
(西元委員) ということは、〇筆になっているんで写真だけ見ていると他の圃場に入っている様に見受けられるんですけども、そういう事ではないと判断して良いのですね。

事務局  
(上仙係長) その通りです。

議長 他にありませんでしょうか。

全委員 ありません。

議長 それでは、質疑なしと認めます。  
本案のNO1からNO4については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 NO1からNO4は原案のとおり決定し、許可することといたします。  
続きまして、NO5からNO6について、一括上程いたします。  
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)  
再会します。  
NO5からNO6について、事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長) NO5、貸主は〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格 〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第

3条許可の日から平成40年1月29日までです。

NO6、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、経営規模を縮小するため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格 〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年1月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、返還された農地、また営農が困難である農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO5, NO6について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

10番  
(杉本委員)

NO5ですけれども、議案第1号の1番で解約をいたしました、土地について新たな借り主が発生したという状況です。写真を見て頂きたいのですが、2号のNO5〇〇〇のすぐ近くであります。続いて、NO6であります、NO5の案件の地続き、写真で言いますと2号のNO6〇〇〇さんの土地があります。この隣接地の新たな借り主〇〇〇さんに賃貸という状況であります。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。  
本案のNO5、NO6は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO5、NO6は原案のとおり決定し許可することと致します。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

再会します。

日程6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

NO1からNO3について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成30年1月30日提出。蘭越町農業委員長名。

NO1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田が〇, 〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年3月1日、対価の支払期限は平成30年2月末日です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇, 〇〇〇円、畑が〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

NO2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年3月1日、対価の支払期限は平成30年2月末日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、経営する圃場に隣接する土地であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。



NO3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内、田で〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年2月7日から平成32年3月4日までの2年間です。価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO1からNO3について担当委員の補足説明を願います。

8番  
(山田委員)

NO1 〇〇〇さんと〇〇〇さんの件で場所的には〇〇〇線の〇〇〇さん宅の裏に当たる土地で図面を見て頂ければ、線の引き方がおかしいと思うんですけども、・・・地積の昔のままで直していない形・・・今の現状の田んぼは図面のとおりになっていますが、価格的には高いか安いかの判断はございますけども、お互いの納得で決めた部分ですのでよろしく願います。

5番  
(向山委員)

NO2 〇〇〇さんから〇〇〇さんへの土地なんですけども、場所は〇〇〇さんの自宅の裏でございます。先ほど単価的に10aあたり、〇〇〇, 〇〇〇円と話がありましたけども、これは土地全般に対する価格でありまして、実際の水張り価格によりますと、反数で割っている所、〇町〇反ほどあります。それが単価〇〇万、あとは小さい田んぼが〇反〇畝ほどありまして、それが畦も何も取っ払ってしまって、田んぼとして出来ない状況でありますので、〇〇万円としています。総額〇〇〇万円ということであります。

13番  
(西元委員)

NO3についてご説明申し上げます。内容に関しましては事務局の説明通りでございます。場所は、〇〇〇線から〇〇〇さんの住宅に入る町道の〇〇側に位置する場所でございます。

よろしくお願ひします。

議 長           これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員           ありません。

議 長           質疑なしと認めます。  
                  本案のNO1からNO3については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員           異議なし。

議 長           議案第3号は、原案のとおり決定し、その旨町に通知いたします。

                  日程7 協議第1号 平成30年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題と致します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(上仙係長)       協議第1号 平成30年農作業雇用標準賃金の改定について、平成30年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。  
                  農作業雇用標準賃金については、毎年見直しを行っておりますが、昨年につきましては、改定はありませんでした。  
                  今年の見直しに当たっては、例年同様「振興・農政専門委員会」に付託していただき、協議した内容を総会でご検討いただきたいと事務局では考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長           事務局から提案がありましたけど、そのようにしてよろしいでしょうか。

全委員           異議なし

議 長           それでは、振興・農政専門委員会に付託し検討して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

                  日程8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告をお願いいたします。

事務局  
(上仙係長)       報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、平成30年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。  
                  平成30年1月19日付けで、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから字〇

〇〇番〇〇 外〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありましたので報告いたします。

議 長 日程 9 報告第 2 号(追加) 農業者経営移譲年金裁定請求について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (上仙係長) 報告第 2 号 農業者年金経営移譲年金裁定請求について、平成 30 年 1 月 30 日提出、蘭越町農業委員長名。  
字〇〇〇番地 〇〇〇さん、字〇〇〇番地〇〇〇 〇〇〇さんの農業者年金経営移譲年金裁定請求書を平成 30 年 1 月 25 日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程 10 報告第 3 号(追加) 農業者年金農業者老齢年金裁定請求書について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (上仙係長) 報告第 3 号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、平成 30 年 1 月 30 日提出、蘭越町農業委員長名。  
字〇〇〇番地 〇〇〇さん、字〇〇〇番地 〇〇〇さんの農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を平成 30 年 1 月 25 日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程 11 報告第 4 号(追加) 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書について事務局から報告をお願いします。

事務局 (上仙係長) 報告第 4 号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、平成 30 年 1 月 30 日提出、蘭越町農業委員長名。  
字〇〇〇番地 〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を平成 30 年 1 月 25 日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 その他の報告について事務局からお願いします。

事務局 (谷口局長) 今、皆さんの方に農地の移動等があれば、その都度連携を取りながら次の借り手の方を探して頂ける様にとり進めているわけなんですけれども、平成 30 年産に向けて 2 月の末までには農地をどこの誰に貸すのかということ決めていかなければならない、転作の生産調整や配分の関係の算定に係る部分がありますので、2

月の末までには、どなたに次ぎ行くのか確定しなければなりません。事務局の抑えている部分はその都度皆さんにお願いしながらとり進めておりますけれども、新たに出てくる農地があれば、2月末までに次の借り手を探すという方向で進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第7回農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時40分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩